

別表2(第10条関係) 事業実施計画の審査基準及び採択加算ポイント

1 現状の果樹経営面積(ha)		
2ha 以上		10 ポイント
1.5ha 以上	2ha 未満	8 ポイント
1.0ha 以上	1.5ha 未満	6 ポイント
0.5ha 以上	1.0ha 未満	4 ポイント
0.5ha 未満		2 ポイント
2 事業実施計画の取組メニュー		
※複数該当の場合は一番高いポイントを加算		
3. 省力樹形・スマート農業技術の導入による労働生産性の高いモデル園地の実証		10 ポイント
4. 産地の苗木供給体制モデルの実証		
5. 産地の集荷・流通体制強化に資する機械・資材の導入		
1. 優良品種の新植・改植		5 ポイント
2. 果実品質の向上・生産量確保に資する機械・資材の導入		
3 事業実施計画の事業量の妥当性 (目標・目的達成のために妥当な事業量になっているか)		
認められる		5 ポイント
認められない		0 ポイント
4 事業実施計画の取組内容の妥当性 (汎用性の高い機械導入のみの取組でないか)		
認められる		10 ポイント
認められない		1 ポイント
5 事業実施計画の取組内容のモデル性 (地域に波及効果が見込まれるか)		
モデル性・波及効果が高い取組 〔シールディングマルチ、鮮度保持資材の導入 省力樹形園地、苗木供給体制モデルの実証〕		10 ポイント
6 これまでの輸出(輸出向け出荷)実績		
あり		10 ポイント

※3の審査項目で0ポイントとなった計画は採択しないものとする。